

議案第十五号

港区立消費者センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月二十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立消費者センター条例の一部を改正する条例

港区立消費者センター条例（昭和六十二年港区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「東京都港区芝浦三丁目一番四十七号」を「東京都港区芝浦一丁目十六番一号」に改める。

第四条各号を次のように改める。

- 一 講習室
 - 二 実習室
 - 三 展示・交流コーナー
 - 四 消費者ルーム
- 第五条第三号中「から同月四日まで及び十二月二十八日」を「及び同月三日並びに十二月二

十九日」に改める。

第八条第一項中「商品テスト室（以下「テスト室」という。）」を「講習室又は実習室」に改める。

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

（説明）

消費者センターの位置を変更するとともに、同センター内の施設を変更し、及び開館日を拡大するため、本案を提出いたします。